

第6回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成24年9月11日提出

I 件数 31件

【内訳】議案 30件（条例関係 5件、決算関係 15件、予算関係 8件、
その他2件）

報告 1件（平成23年度決算に基づく健全化比率等）

II 議案の要旨

《条例関係》

南相馬市職員の特殊勤務手当に関する条例及び南相馬市水道事業及
議案第78号 び工業用水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当の支給に関して新たに定めるため、関係条例の必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 南相馬市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「職員特勤条例」）の一部改正

(1) 次の区域内で業務に従事する職員の特殊勤務手当（新条例第7条関係）

- ・ 手当額 2,000円/日の範囲内で市長が規則（※）で定める額
家畜等の殺処分に係る作業補助の業務に従事したときは、
500円/日を加算

※ 南相馬市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「規則」）

業務を行う区域	手当額	加算額
	(日額)	
平成23年3月11日から平成24年4月30日までの期間		
警戒区域及び当該区域と同一の区域 (福島第一原発から半径20km圏内)	2,000円	500円
計画的避難区域及び当該区域と同一の区域 (福島第一原発から半径20km圏外の特 定地域)	1,000円	

平成24年5月1日以降		両期間、左記 区域内で家畜 等の殺処分に 係る作業補助 業務に従事し たとき、手当 額に加算
警戒区域 (※)	2,000円	
計画的避難区域 (※)	1,000円	
帰還困難区域	2,000円	
居住制限区域	1,000円	

避難指示解除準備区域・・・支給なし

※ 業務の必要性から、上司の命により他町の警戒区域等に赴き、業務に従事する場合

(2) 死体処理等に従事する職員の特殊勤務手当の特例（新条例附則第3項関係）

- ・ 死体の収容、洗体、搬送等の作業に従事した場合
手当額 2,000円/日の範囲内で市長が規則で定める額

業務内容	手当額 (日額)
1日につき10体未満の死体を取り扱った場合	1,000円
1日につき10体以上の死体を取り扱った場合	2,000円

2 南相馬市水道事業及び工業用水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「水道事業等職員給与条例」）の一部改正

- ・ 特殊勤務手当を新設するための改正（第2条、第9条関係）

□□□ 条例で新設する特殊勤務手当の対象業務の規定 □□□
① 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務
② その他著しく特殊な勤務
③ 給与上特別の配慮を必要
④ かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務

3 当該見込み額

東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当	16,880千円
死体処理等に従事する職員の特殊勤務手当	203千円
合 計	17,083千円

4 関連条例の一部改正

職員特勤条例の一部改正に伴い、同条例を引用する職員の育児休業等に関する条例の規定に条ずれが生じるため、改正を行うもの。

- ・ 第13条及び第20条中「第7条」→「第8条」

5 施行日等

(1) 施行日 公布の日

(2) 適用日 (遡及適用)

職員特勤条例	第3条、第7条（第1項第3号号及び第4号を除く）、附則第3項	平成23年3月11日
水道事業等職員給与条例	第2条、第9条	
職員特勤条例	第7条第1項第3号及び第4号	平成24年5月1日

議案第79号 南相馬市暴力団排除条例制定について

【趣旨】

暴力団の排除を社会全体で推進し、市民生活の安全と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした本市の基本理念、基本的施策等を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 概要

定める項目	条	内容
基本理念	第3条	「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本として、市、市民及び事業者（以下「市民等」）、県その他関係団体等による相互の連携と協力の下に、暴力団排除を推進する。
市の責務	第4条	暴力団の排除に関する施策を推進し、市民等、県、関係団体等及び他の市町村との連携
市民等の責務	第5条	① 暴力団排除活動を相互に連携し、市が実施する暴力団の排除に関する施策及び活動への協力するよう努める。 ② 暴力団員等による不当な要求に応じないよう努める。 ③ 暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察その他関係機関への情報提供に努める。

市の施策等	第6条 から 第15条 まで	基本的施策
		① 市民等に対する支援 ② 暴力団事務所の撤去促進 ③ 訴訟の支援 ④ 広報及び啓発 ⑤ 保護措置への協力
		市の業務及び事業における措置
		① 不当な要求行為に対する措置 ② 公共工事等における措置 ③ 不当な要求についての報告等 ④ 市の施設の使用における措置
		生徒の健全な育成を図るための措置
		中学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、「暴力団に加入しない」「暴力団員等による不当な行為による被害を受けない」ようするための教育について措置を講ずる。

2 施行日

平成24年12月1日

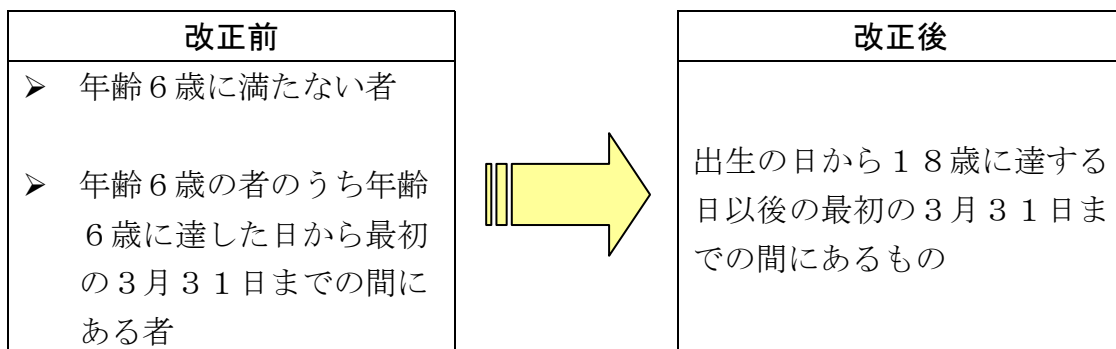
議案第80号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

福島県子どもの医療費助成事業の実施に伴い、一部負担金を支払うことを要しない年齢を18歳まで引き上げるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 対象年齢の拡大（第6条関係）

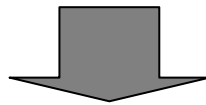


【現行】

年 齢	0～6歳	7～12歳	13～15歳※1	16～18歳
	未就学児	小学1年～6年	中学1年～3年	高校1～3年
給付名称	市乳幼児医療費助成事業	市子ども医療費助成事業（通院分）		一般給付
		市子ども医療費助成事業（入院分）		
給付割合	10割給付 ※2	10割給付 ※2		7割給付

※1 15歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの

※2 市乳幼児医療費助成事業及び市子ども医療費助成事業による給付を含む。



【改正後】

年 齢	0～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの）			
	未就学児～高校3年			
給付名称	市子ども医療費助成事業			
給付割合	10割給付 ※3			

※3 市子ども医療費助成事業による給付を含む。

2 施行日等

平成24年10月1日から施行し、施行日以後の療養の給付分から適用

議案第 8 1 号

南相馬市被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等の無償貸付及び譲与に関する条例制定について

【趣旨】

国の被災地域農業復興総合支援事業を活用して市が整備する農業用施設等の無償貸付及び譲与に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 概要

定める項目	条	内 容			
定 義	第 2 条	農業用施設等 市が整備する農業用施設及び農業用機械			
		農業者等 ① 農業協同組合、農業生産法人、特定農業法人、特定農業団体、農作業の受託及び共同化その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人、任意団体（集落営農組織を含む） ② 認定農業者、新規就農者等			
無償貸付できる対象者	第 3 条	① 東日本大震災により農業用施設等が流出又は損壊した農業者等 ② 旧警戒区域等に居住していた農業者等で、当該区域外で営農を再開又は開始するもの			
貸付期間	第 6 条	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表 1 及び別表 2 に定める耐用年数 《参考》農業用設備 7年			
農業用施設等の返還	第 7 条	① 貸付期間が満了したとき ② 転出等により離農したとき ③ 組織の解散等で営農が行えなくなったとき			
損害賠償等	第 8 条	農業用施設等を故意又は過失により損傷又は亡失したときは自己の責任で修理又は賠償			
農業用施設等の譲与	第 1 0 条	貸付期間終了後、引き続き営農に使用することが確実と認めるときは、譲与できる。			
対象とする農業用施設等 （当該条例規則別表）					
①	乾燥調製貯蔵施設	⑥	高品質堆肥製造施設	⑪	地域農業管理施設
②	米麦流通合理化施設	⑦	農業用水施設	⑫	新規就農者研修施設

③	育苗施設	⑧	新技術活用種苗等供給施設	⑬	農業用機械施設
④	農畜産物集出荷貯蔵施設	⑨	産地復興促進施設	⑭	特認施設 ※市長が特に必要と認める施設等
⑤	農畜産物処理加工施設	⑩	未利用資源活用施設		

2 施行日

公布の日

議案第 8 2 号 南相馬市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

農業委員会等に関する法律施行令（以下「施行令」）第 2 条の 2 の規定に基づき、選挙による委員の定数を変更するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 選挙による委員の定数等の変更

(1) 定数（任期 3 年）（第 2 条関係）

改正前 3 2 人 → 改正後 3 0 人

定数基準（施行令第 2 条の 2）

選挙委員定数	農地面積		基準農業者数 ※
40 人以下	5,000ha 超	かつ	6,000 超
30 人以下	1,300ha 超	かつ	1,100 超
20 人以下	1,300ha 以下	又は	1,100 以下
南相馬市 【2010 世界農林業センサス】	8,400 h a		3,985
40 人以下の判定	○		×

※ 基準農業者数・・・農家世帯数と農業生産法人数の合計数

(2) 各選挙区の定数（第3条関係）

農業委員会委員選挙人名簿登録者数による比例配分

(単位：人)

区分	選挙区			合計
	小高区	鹿島区	原町区	
改正前 定数	9	8	15	32
変更人数	—	▲1	▲1	▲2
改正後 定数	9	7	14	30

◇算出根拠

農業委員会委員選挙人名簿登載者数（平成24年1月1日現在）

(単位：人)

選挙区			合計	
小高区	鹿島区	原町区		
2,032	1,554	3,229	6,815	
↓【比例配分】定数30で案分				
8.945	6.841	14.214	/	
↓上記の値を整数化				
9	7	14		

農業委員会等に関する法律第10条の2第3項の規定により、2以上の選挙区を設けている場合は、各選挙区の定数はおおむね選挙人の数に比例して条項で定める。

2 施行日等

公布の日から施行し、次の一般選挙から適用

《決算関係》

議案第83号 平成23年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成23年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成23年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第86号 平成23年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 87 号 平成 23 年度南相馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 88 号 平成 23 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 89 号 平成 23 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 90 号 平成 23 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 91 号 平成 23 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 92 号 平成 23 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 93 号 平成 23 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 94 号 平成 23 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 95 号 平成 23 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 96 号 平成 23 年度南相馬市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第 97 号 平成 23 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

公営企業会計の決算について

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）』による地方公営企業法の一部改正の概要

施行日：平成 24 年 4 月 1 日

- ① 法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務を廃止
- ② 利益及び資本剰余金の処分は、条例又は議会の議決
- ③ 経営判断により、資本金の額を減少させることができる。

○地方公営企業法第32条及び第32条の2（資本制度の改正関係）

	① 利益の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の減少
改正前	① 1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ② 残額は議会の議決により処分可	① 原則不可 ② 補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③ 利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正後	条例又は議決により可		議決により可

➡ 利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を整備（削除）。

《補正予算関係》

議案第98号 平成24年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第99号 平成24年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第100号 平成24年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第101号 平成24年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第102号 平成24年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第103号 平成24年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第104号 平成24年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第105号 平成24年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《その他》

議案第 106 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	防災行政無線復旧整備工事
施工場所	南相馬市小高区本町二丁目地内外
契約の金額	286,650,000円
契約の方法	随意契約
契約の相手方	福島市本町5番5号 日本電気㈱福島支店

議案第 107 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	旧警戒区域内の世帯に配備し、市からの防災行政情報を円滑に伝達するため。
取得する動産及び数量	防災行政無線簡易型戸別受信機（防災行政ラジオ） 4,000 台
取得金額	21,630,000円
取得の方法	随意契約
取得の相手方	さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12 リズム時計工業㈱開発部

≪ 報告 ≫

報告第 1 1 号 平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	平成 2 3 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 2 . 5 7	2 0 . 0 0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	1 7 . 5 7	※注 3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	1 5 . 2	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	8 2 . 4	3 5 0 . 0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

注) 連結実質赤字比率の財政再生基準は、2 0 年度決算から 2 2 年度決算の 3 年間は、経過的な基準 (市町村 4 0 % → 4 0 % → 3 5 %) が設けられ、2 3 年度決算以降 3 0 % となる。

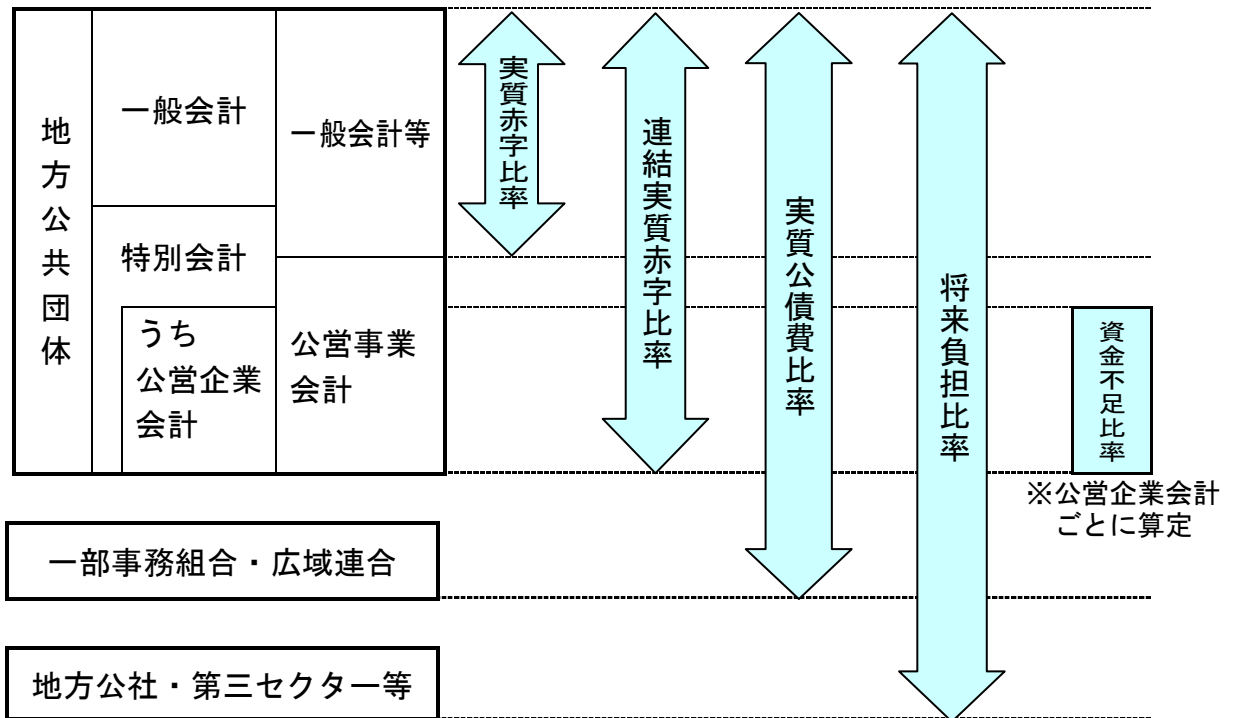
2 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	資金不足比率	備 考
南相馬市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令 (以下「令」という。) 第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃
南相馬市病院事業会計	—	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃
南相馬市簡易水道事業特別会計	—	令第 1 7 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計	—	〃

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記

《健全化判断比率等について》

1 健全化判断比率等の対象



2 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$